

広島県告示第五百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によって、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十七年九月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施 術 所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
麻生 宜範	福山市沼隈町大字上山南一 二一	あそう整骨院	尾道市高須町四七五五―三	柔道整備	平成二七年三月九日
金谷 美穂	廿日市市塩屋二丁目二―二 六一〇三	東洋接骨院	廿日市市大野一丁目一三―二二	柔道整備	平成二七年三月三日
得能 義雅	安芸郡海田町三迫一―七一 七―二〇二	得能整骨鍼灸院	安芸郡海田町昭和町一―一九クイ―ンマンション一〇二	柔道整備	平成二七年三月九日
橋 寿義	廿日市市丸石四丁目五―四八	橋 寿義	廿日市市丸石四丁目五―四八	あん摩マッサージ	平成二七年四月一日
手島 浩司	東広島市安芸津町三津五五三―一四	広島総合訪問はりきゅうマッサージ協会ゆたか	東広島市西条中央七丁目一四―一〇	はり・きゅう	平成二六年一〇月二〇日
手島 浩司	東広島市安芸津町三津五五三―一四	手島 浩司	東広島市安芸津町三津五五三―一四	はり・きゅう	平成二六年一〇月二〇日
橋 寿義	廿日市市丸石四丁目五―四八	橋 寿義	廿日市市丸石四丁目五―四八	はり・きゅう	平成二七年四月一日
寺西 康訓	廿日市市桜尾一丁目九番二五―三	せんじゅ鍼灸院	廿日市市桜尾一丁目九番二五―三	はり・きゅう	平成二七年四月一日
得能 義雅	安芸郡海田町三迫一―七一 七―二〇二	得能整骨鍼灸院	安芸郡海田町昭和町一―一九クイ―ンマンション一〇二	はり・きゅう	平成二七年三月九日
宗永 忠	尾道市美ノ郷町中野七六一	宗永鍼灸接骨院	尾道市栗原町九七三一―五	柔道整備	平成二七年六月八日

澤田 亨	神尾 清美	宗永 忠	澤田 亨
○二 号室 Y・K 宮沖三 丁目一 一七 三原市 宮沖一	七四 一五 松町宗 吉一三 東広島 市八本	町中野 七六一 尾道市 美ノ郷	○二 号室 Y・K 宮沖三 丁目一 一七 三原市 宮沖一
灸マ ツサ ー 院	往針 セン タ ー 八本 松	宗永 鍼灸 接 骨院	灸マ ツサ ー 院
シヨ ン三〇 一 ジデ ント マン 第二 内海 プレ	七四 一五 松町宗 吉一三 東広島 市八本	九七 三一 一五 尾道市 栗原町	シヨ ン三〇 一 ジデ ント マン 第二 内海 プレ 三一 一五 一三 三原市 円一町
サー ジ あん 摩マ ツ	う はり ・ き ゆ	う はり ・ き ゆ	う はり ・ き ゆ
五 月一 日 平 成二 七 年	三 月一 日 平 成二 七 年	六 月八 日 平 成二 七 年	五 月一 日 平 成二 七 年